

使っていない **空き家** や **空き地**

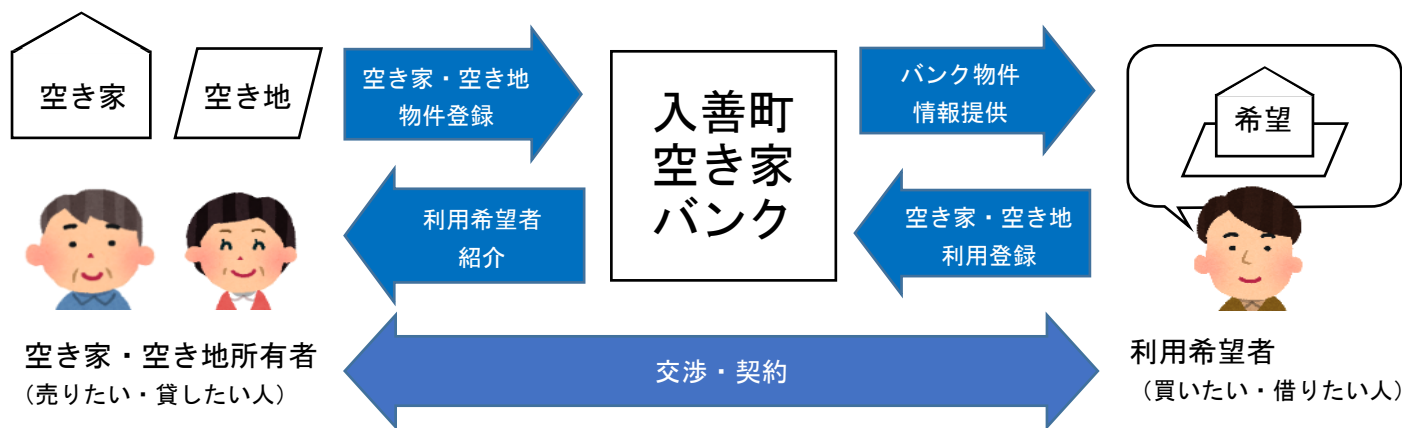
「入善町空き家バンク」で 地域のために有効活用しませんか？

「入善町空き家バンク」とは

登録いただいた空き家・空き地の情報を町ホームページなどで紹介し、購入や賃借を希望する方へ情報を提供する制度です。物件登録は個人所有の物件に限ります。

活用を検討される方は、入善町までご相談ください。

入善町 空き家バンク



⚠ いずれも着工・契約前の申請が必要です

空き家の貸し借りや売買、解体に補助します

○空き家バンク活用促進事業補助金 (住まい・まちづくり推進事業)

種類	内容	補助額	限度額	
①貸した人 (賃貸促進補助金)	「空き家バンク」に登録した住宅で、同バンク登録者と賃貸借契約をし、賃借者の住定日から一年を超えた貸し主に交付します	1年間の家賃の2分の1以内	5万円	
②住宅を売った人 (住宅売却促進補助金)	「空き家バンク」に登録した住宅で、同バンク登録者と住宅の売買契約が成立した売り主に交付します (購入者が売買契約締結後、1年以内に居住した場合に限ります)	売買価格の2分の1以内	10万円	
③宅地を売った人 (宅地売却促進補助金)	「空き家バンク」に登録した宅地で、同バンク登録者と宅地の売買契約が成立した売り主に交付します (購入者が売買契約締結後、5年以内に居住した場合に限ります)	売買価格の2分の1以内	5万円	
④危険家屋を解体する人 (老朽危険家屋解体補助金)	「空き家バンク」に住宅解体後の跡地を登録することを条件に、老朽化した住宅等を解体する空き家の所有者に交付します (町職員が調査をして、危険性が認められた住宅の場合に限ります)	解体費用の3分の1以内	ランク3	ランク4
			60万円	100万円
			付属屋 +10万円	付属屋 +20万円
⑤危険家屋を解体する人 (解体促進支援)	⑦の解体補助金を活用してランク3又はランク4の老朽危険空き家を解体した跡地における住宅用地特例解除後の固定資産税の差額分について、解体した翌年から3年間、跡地の所有者に対して交付します	住宅用地特例解除後の固定資産税の差額	なし	

家屋の耐震診断・耐震改修に支援

対象となる住宅（次の要件①～③を全て満たす住宅）

- ① 木造の一戸建てで、2階建て以下のもの
- ② 昭和56年5月31日以前に着工して建てられたもの
- ③ 在来軸組工法によるもの

耐震工事契約前に
入善町役場まで
お問い合わせください

耐震診断

（補助金 富山県が9割負担）
自己負担額2,000～6,000円で
耐震診断を受けられます。

改修が
必要で
あれば

耐震改修

（補助金 最大100万円）
耐震改修工事に要する経費の
8割を県と町が補助します。

申し込み・問い合わせ先

（一社）富山県建築士事務所協会

TEL：076-442-1135

空き家の管理をサポート

建物外部チェック（1回1,500円）

入善町シルバー人材センターが空き家・空き地の建物外観、屋外水栓、庭木、郵便物、雑草繁茂、ゴミ投棄を確認して、写真にて状況を報告します。
別途料金で除草作業、清掃作業、庭木の剪定などもお引き受けします。

申し込み・問い合わせ先

（公社）入善町シルバー人材センター TEL：0765-74-2207

空き家の適正な管理は所有者の責務です

空き家や空き地は個人の財産であり、所有者に管理責任があります。
老朽化などに伴う建物の倒壊・飛散により、人や周囲の物件に被害があった場合は、所有者が損害賠償などの管理責任を問われることがあります。
空き家の適正な管理へのご協力をお願いいたします。

問い合わせ

富山県入善町役場 住まい・まちづくり課

（富山県 下新川郡 入善町 入膳 3255 番地）

TEL：0765-72-3841（電話対応時間 平日8:30～17:15）

MAIL：sumai@town.nyuzen.toyama.jp

空き家バンクWEB

